

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和二年度江戸川区一般会計補正予算（第八号）を別添のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和三年一月十九日

江戸川区長 齊藤 猛

令和2年度江戸川区一般会計補正予算（第8号）

令和2年度江戸川区の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 260,802千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 355,340,152千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月11日専決

江戸川区長 斉藤 猛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
13 国 庫 支 出 金		134,862,268	260,802	135,123,070
	2 国 庫 補 助 金	80,556,529	260,802	80,817,331
補正されなかった款項に係る額		220,217,082		220,217,082
歳 入 合 計		355,079,350	260,802	355,340,152

歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
11 子 ども 家 庭 費		64,953,791	260,802	65,214,593
	1 児 童 福 祉 費	60,006,348	260,802	60,267,150
補正されなかった款項に係る額		290,125,559		290,125,559
歳 出 合 計		355,079,350	260,802	355,340,152